

平成 29 年度行政書士試験に合格しました。

この資格を取得することにより、当局への申請及び申請を前提とする関連業務が可能になります。(無資格者が「業として」これを行うことは行政書士法 19 条で禁止されています)

たとえば輸出許可／承認の申請、そのための書類作成、資料収集など関連事務を、輸出者本人に代わって行うことができます。そのほか、包括輸出許可申請を前提としての、内部規程 (Compliance Program=CP) 作成も可能になります。

実際の業務開始は、行政書士会の審査・登録など諸手続きが必要なので、春先になる見込みです。

これを機に、一層みなさまのニーズに合ったサービスを心掛けてまいります。みなさまにおかれても「こんなことができないか」といった御提案・御要望がありましたら、お気軽に声をかけていただければ幸いです。